沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金
（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱

令和５年３月７日　府政沖第５２号
改正　令和６年２月１日　府政沖第３６号
改正　令和７年２月３日　府政沖第１５号
改正　令和８年３月２日　府政沖第５４号

（通則）

第１条　沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）のうちスタートアップ集積拠点支援事業及び地域課題解決型スタートアップ支援事業に係る補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　補助金は、スタートアップエコシステムの構築に向けて、県内コワーキング施設等を活用したスタートアップ集積拠点におけるスタートアップ支援の取組及び拠点の拡充に必要な補助並びに地域課題を有する自治体と当該課題を解決するツールを有するスタートアップがマッチングし実証事業を行う上で必要な経費の補助を行うことで、沖縄におけるスタートアップの更なる創出及び着実な成長を後押しすることを目的とする。

（交付の対象及び補助率等）

第３条　内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）は、日本の法律に基づいて設立された法人又は日本に拠点を置く個人事業者であって、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が行う事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として沖縄総合事務局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、補助金の交付対象としない。

２　補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交付申請書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第５条　沖縄総合事務局長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第２による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

２　前条第１項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　沖縄総合事務局長は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４　沖縄総合事務局長は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第６条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から３０日以内に沖縄総合事務局長に書面をもって申し出なければならない。

（計画変更の承認等）

第７条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第３による申請書を沖縄総合事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（３）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　沖縄総合事務局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第８条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、沖縄総合事務局長に届け出なければならない。

（債権譲渡の禁止）

第９条　補助事業者は、第５条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を沖縄総合事務局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　沖縄総合事務局長が第１３条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が沖縄総合事務局長に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、沖縄総合事務局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が沖縄総合事務局長に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）沖縄総合事務局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）沖縄総合事務局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、沖縄総合事務局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、内閣府沖縄総合事務局総務部長が同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）
第１０条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第４による事故報告書を沖縄総合事務局長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）
第１１条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、沖縄総合事務局長の要求があったときは速やかに様式第５による状況報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

（実績報告）
第１２条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日以内又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに様式第６による実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
２　補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月３０日までに前項に準ずる実績報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。
３　補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）
第１３条　沖縄総合事務局長は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第７条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
２　沖縄総合事務局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）
第１４条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第７による精算（概算）払請求書を内閣府沖縄総合事務局総務部長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第１５条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第８により速やかに沖縄総合事務局長に報告しなければならない。
２　沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
３　前項の返還については、第１３条第３項の規定を準用する。

（交付決定の取消し等）
第１６条　沖縄総合事務局長は、第７条第１項第３号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第５条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく沖縄総合事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく

なった場合
（５）補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
２　沖縄総合事務局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
３　沖縄総合事務局長は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号及び第５号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項に基づく補助金の返還については、第１３条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）
第１７条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
２　補助事業者は、取得財産等について、様式第９による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１２条第１項に定める実績報告書に様式第１０による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
４　沖縄総合事務局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（補助事業の経理等）
第１８条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、沖縄総合事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（財産の処分の制限）
第１９条　補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が１件当たり５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業等の完了後においても沖縄総合事務局長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
２　補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成２０年５月２７日府会３９３号）」の内閣総理大臣を沖縄総合事務局長に読み替えて適用する。

（情報管理及び秘密保持）
第２０条　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
２　補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（活動状況報告）
第２１条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、当該補助事業に係る過去１年間における活動状況等について、毎会計年度開始後９０日以内に様式第１１－１による活動状況報告書または様式１１－２による事業化状況報告書を沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後３年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第２２条　補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案件、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度の終了後５年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく様式第１２による産業財産権等取得等届出書を沖縄総合事務局長に届け出なければならない。

（収益納付）

第２３条　沖縄総合事務局長は、事業化状況報告書により、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２４条　補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）

第２５条　沖縄総合事務局長は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。

２　補助事業者は、補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第１３により速やかに沖縄総合事務局長に報告しなければならない。

３　沖縄総合事務局長は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

（指導監督等）

第２６条　沖縄総合事務局長は、補助事業者による本事業の実施に関し、必要に応じて本要綱に基づき指導監督を行う。

２　補助事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく沖縄総合事務局長に報告及び相談を行う。

３　沖縄総合事務局長は補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

４　補助事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに沖縄総合事務局長に報告するものとする。

（雑則）

第２７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年３月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年２月１日に一部改訂し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年２月３日に一部改訂し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年３月２日に一部改訂し、令和８年４月１日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1　次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

(1)　補助事業者として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　補助事業者として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

2　暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3　取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4　暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

別　表

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
スタートアップ集積拠点支援事業	人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当て	8/10
	事業費	謝金、旅費、その他諸経費（外注費等）	8/10
	工事費	外注費（工事請負費等）	8/10
	物品費	設備備品費	8/10
地域課題解決型スタートアップ支援事業	人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当て	8/10
	事業費	謝金、旅費、補助員雇上費、試作品・サービス開発費、外注費、物品費、賃借料、運送費、会議費、その他諸経費（通信費、消耗品費等）	8/10

（様式第１）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

申請者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付申請書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第４条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

３．補助事業に要する経費　　円

４．補助対象経費　　円

５．補助金交付申請額　　円

６．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

７．同上の金額の算出基礎

（注１）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。
１．申請者の営む主な事業
２．申請者の資産及び負債に関する事項
３．補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
４．補助事業の効果
５．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第２）

番　　号
年　　月　　日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名　宛て

内閣府沖縄総合事務局長　名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付決定通知書

令和　年　月　日付け　第　号をもって申請のありました令和　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条の規定に基づき通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和　年　月　日付け　第　号で申請のありました令和　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。
補助事業に要する経費　　金　円
補助対象経費　　金　円
補助金の額　　金　円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．（補助事業者名）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。
（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付
（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則
（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
（４）当府の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除

税額を減額することとなります。

７．（補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
（１）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
（２）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

８．（補助事業者名）は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年３月３１日法律第１８号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

（様式第３）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）計画変更（等）承認申請書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第７条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第４）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）事故報告書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第１０条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額　　円

３．事故に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第５）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）状況報告書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第６）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）実績報告書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した補助事業
（１）補助事業の内容
（２）重点的に実施した事項
（３）補助事業の効果

２．補助事業の収支決算
（１）調　　達

（単位：円）

区　　分	補助事業に要した経費
補　助　金 （GorK）	
自 己 資 金	
合　　計 （B）	

（２）支　　出
（イ）総括表

（単位：円）

区分	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金 算定基準 E	補助金	
	交付申請時 A	実績 B	交付申請時 C	実績 D		交付申請時 F	確定額 G
人件費							
事業費							
合計							

※A・C・F　交付申請時の経費明細書、経費配分内訳より転記。
※B・D　実績報告書の経費の内訳より転記。
※E　Dに補助率（8/10）を乗じた額。
※G　EとFのいずれか少ない額。流用時はー（ハイフン）。

（イ）流用時総括表（ない場合は記入不要）

区分	補助対象経費			補助金	
	交付申請時 C	流用額 H	流用後額 I	流用後交付決定額 J	確定額 K
人件費					
事業費					
合計					

※H　Cの区分ごとの配分額のいずれか少ない額の10%を上限とした、区分間の流用額（合計額が0となること）。

※I　CにHを加算した額。

※J　Iに補助率（8/10）を乗じた額。

※K　EとJのいずれか少ない額。

（ロ）経費の内訳　（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第１７条第３項の規定に基づき、様式第１０による取得財産等管理明細表を添付することとする。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第７）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局総務部長　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）精算（概算）払請求書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第１４条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

（別紙）

概算払請求内訳書

（単位：円）

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額（年月日～年月日）	支出見込額（年月日～年月日）		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合　計							

（様式第８）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

補助事業者　　住所
氏名　　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付要綱第１３条第１項による額の確定額）　　円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４．補助金返還相当額（３．－２．）　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第９）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から第５号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１０）

取得財産等管理明細表（令和　　年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

（注）１．対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から第５号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第１９条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
２．財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１１－１）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

住　所
名　称
代表者

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業）に係る活動状況報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって変更承認）があった上記の補助事業に関し、令和　　年度の活動状況について、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第２１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業後の活動状況等
１．現在のスタートアップ支援体制
２．補助事業後に実施したスタートアップ支援に係る主な活動内容
３．２．の活動を通じて支援している主なスタートアップ企業
４．その他、入居（会員利用）している主なスタートアップ企業

１．現在のスタートアップ支援体制【役割／名前／所属（連携している外部サポーター等を含む）／活動内容】（適宜行を追加ください）

（記載例） コミュニティマネージャー／内閣太郎／●●●株式会社／アクセラプログラム PM 業務、ピッチイベントの運営責任者／入居企業と専門家のコーディネート

２．補助事業後に実施したスタートアップ支援に係る主な活動内容【実施日/タイトル/活動内容】（適宜行を追加ください）

（記載例） 4月15日／ピッチイベント開催／●●主催で○○を審査員として迎えたピッチイベントを開催。▲▲や××など県内□社が登壇し、▲▲が優勝。

３．２．の活動を通じて支援している主なスタートアップ企業【企業名／事業内容／主な支援内容／企業トピックス】（適宜行を追加ください）

（記入例） ●●●株式会社／○○のシステム開発／アクセラレーションプログラム参加・専門家アドバイ

ザー（税理士）の利用／▲▲▲株式会社による資金調達実施、CTOの採用

4．その他、入居（会員利用）している主なスタートアップ企業【企業名／事業内容】（適宜行を追加ください）

（記入例） ●●●株式会社／○○のシステム開発

（様式第１１－２）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

住　所
名　称
代表者

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金
（地域課題解決型スタートアップ支援事業）に係る事業化状況報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって変更承認）があった上記の補助事業に関し、令和　　年度の事業化状況について、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第２１条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無
１．補助事業の実施結果の事業化　　有　　無
２．産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　有　　無
３．その他の補助事業の実施結果の他への供与　　有　　無
（注）別紙として積算の内訳等を添付すること

（単位：円）

補助金確定額 （A）	補助事業に係る本年度収入額 （B）	補助事業に係る本年度収益額 （C）	控除額 （D）	本年度までの補助事業に係る支出額 （E）	基準納付額 （F）	前年度までの補助事業に係る国への累積納付額 （G）	本年度納付額 （H）

４．（１．で有を選択した場合）補助事業終了後の事業継続及び拡大状況について
（１）令和　年度実施の補助事業終了後の継続年数　　年

（２）現在の事業実施地域の数　　か所（地域名：　　）

（３）事業活動の内容

（事業費の内容）

（収益源の内容）

（様式１１－２の別紙１）　　【補助事業申請者用】

参画事業者名
　　ア　住　所
　　名　称
　　代表者

　　イ　住　所
　　名　称
　　代表者

　　ウ　住　所
　　名　称
　　代表者

　　エ　住　所
　　名　称
　　代表者

確定額（様式第１１（A））　　円
補助事業に要した経費　　円
前年度までの収益累積額　　円
（前年度事業化状況報告書より）

補助事業に係る本年度収入額（様式第１１(B)）
　　計　　円
（参画事業者 ）　　（金額）
　　ア　　円
　　イ　　円
　　ウ　　円
　　エ　　円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費①
　　計　　円
（参画事業者 ）　　（金額）
　　ア　　円
　　イ　　円
　　ウ　　円
　　エ　　円

補助事業に係る本年度収益額 （様式第１１(C)）
＝（様式第１１(B)）-①　　円

本年度までの補助事業に係る支出額（様式第１１(E)）
　　計　　円
（参画事業者 ）　　（金額）
　　ア　　円
　　イ　　円
　　ウ　　円
　　エ　　円

（様式１１－２の別紙２）　　【参画事業者用】

補助事業名

参画事業者名

補助事業に係る本年度収入額　　円

補助事業に係る本年度収入額を得るに要した経費　　円

補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費　　円

（記載注意事項）

１．「補助金確定額：（Ａ）」とは、補助金確定額をいいます。

２．「補助事業に係る本年度収入額：（Ｂ）」とは、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額をいいます。

３．「補助事業に係る本年度収益額：（Ｃ）」とは、「補助事業に係る本年度収入額：（Ｂ）」から収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいいます。
　なお、収益があがっていない場合には、マイナス値で記載してください。また、（Ｃ）が０又はマイナスの場合には、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｆ）、（Ｈ）の項目については、記載しないでください。

４．「控除額：（Ｄ）」とは、補助事業に要した経費のうち、自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいいます。
　なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいいます。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は０とします。

５．「本年度までの補助事業に係る支出額：（Ｅ）」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいいます。

６．「基準納付額：（Ｆ）」とは「補助事業に係る本年度収益額：（Ｃ）」から「控除額：（Ｄ）」を差し引いた額に、「補助金確定額：（Ａ）」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：（Ｅ）」で除した額をいいます。（Ｆ＝（Ｃ－Ｄ）Ａ／Ｅ）

7．「前年度までの補助事業に係る国への累積納付額：（Ｇ）」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいいます。

８．「本年度納付額：（Ｈ）」とは、「基準納付額：（Ｆ）」と「累積納付額：（Ｇ）」の合計額が「補助金確定額：（Ａ）」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となります。また、「基準納付額：（Ｆ）」と「累積納付額：（Ｇ）」の合計額が「補助金確定額：（Ａ）」を超える場合には、「補助金確定額：（Ａ）」から「累積納付額：（Ｇ）」を差し引いた残額が本年度納付額となります。（Ａ＞Ｆ＋ＧならばＨ＝Ｆ、Ａ≦Ｆ＋ＧならばＨ＝Ａ－Ｇ）

（注１）補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付してください。
（注２）本様式は、日本産業規格Ａ４判としてください。

（様式第１２）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

住　所
名　称
代表者

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）に係る産業財産権等取得等届出書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知（令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって変更承認）があった上記補助金に関して、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱第２２条の規定に基づき、届け出ます。

記

１．産業財産権の種類及び番号

２．産業財産権の内容

３．相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

（注）本様式は、日本産業規格Ａ４判としてください。

（様式第１３）

番　　号
年　　月　　日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

補助事業者　住所
氏名　法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）における海外付加価値税還付報告書

沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）における海外付加価値税について還付をうけましたので、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第２５条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

１．補助金額（交付要綱第１３条第１項による額の確定額）
円

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額　円

３．海外付加価値税還付額　円

４．補助金返還相当額　円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

（様式第１３の別紙）

令和　　年度沖縄型スタートアップ拠点化推進事業費補助金（スタートアップ集積拠点支援事業・地域課題解決型スタートアップ支援事業）における海外付加価値税還付報告書積算内訳（例）

１．補助金額（交付要綱第１３条第１項による額の確定額）　　1,700,000 円
別添、実績報告書（写し）のとおり。

２．補助金の確定時における海外付加価値税の額
別添、実績報告書（写し）のうち
事業費
見本市・展示会の入場料　　2,000 ユーロ
レンタカー　　900 ユーロ
計　　2,900 ユーロ（額の確定時の邦貨額　400,000 円）

３．海外付加価値税還付額　　300,000 円
内訳
400,000 円　　－　　100,000 円　　＝　300,000 円
（２．の海外付加価値税額）－　（還付費用（※））
（※還付費用の例）
代行業者手数料等内訳
代行契約基本料
代行手数料
その他代行業者に支払った経費等について計上を認める

注：還付をうけた海外付加価値税額及び還付に要した費用については、エビデンス資料を添付すること。

４．補助金返還相当額　　150,000 円
1,700,000 円　－　1,550,000 円　＝　150,000 円

（単位:円）

区分	補助事業に要した経費		補助対象経費					補助率	補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	還付後額		交付決定額	実績額	還付後額
人件費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1/2	500,000	500,000	500,000
事業費	2,400,000	2,400,000	2,400,000	0	2,400,000	2,400,000	2,100,000	1/2	1,200,000	1,200,000	1,050,000
合計	3,400,000	3,400,000	3,400,000	0	3,400,000	3,400,000	3,100,000		1,700,000	1,700,000	1,550,000